

## 質疑

鹿島建設 吉武 例えば、PPF(パブリック・プライベート・パートナーシップ)とかPFI(プライベート・ファイナンス・イニシアティブ)のような形態で、ソーシャルゴールに対応したような事業に対して、民間がいろいろ参加をしようとしている。特にNPO、NGOあるいは協同組合は、それに向いているように思う。外国には例えばコーコネックスだとかビベンディみたいな、全体の社会的な事業を受けてくるような企業もある



わけだが、そういうものどどのように住み分けていくのか、日本でどのように進めていくべきか。

シーモア イギリスにおいての私たちの経験、とくに建設という分野においては、官民のパートナーシップは非常にまちまちであり、難しい状況であった。公的な資金が、随分民間の方に行ってしまっていることについては、左派よりの人間は、現在の利益の「つけ」が未来の世代にまわってくるのではと危惧をしている。

協同組合の中では、「コミュニティ・ランド・トラスト」という、コミュニティ(地域)が土地を所有し、民間の複合住宅施設を建てる、というものがあり、これに関して、非

常に面白い活動が展開されている。

川村 公共投資としては、ある意味では官が提供しながら、民間が運営することでフィードバックされる、という構図がわかりやすい。もしこれをNPOや協同組合で、という発想からすると、地域の小さい公共工事や公共的なソフトが非常に重要。役所が公民館や何とか会館を作って成功した試しはほとんどない。

例えばシングルマザーの共同生活をはじめませんか、という協同組合が小さく立ち上がっており、なぜか私も誘われてやっているが、ある区役所では「新しい公共投資的な考えでやってみたいね」という話が出てきた。ただ、資金的に大変難しく、官が建物を建てて、運営を全部NPOか協同組合に任せるのが一番わかりやすい。

しかし、もし菅野さんのところが、儲かって仕方がない協同組合であれば、自ら半分以上お金を出して、橋を作り、地域のサービスを身の回りからおこしていくことで本当に住みやすい地域にできると思う。日本には市民社会という言葉はあるが、本当の市民社会はない。ただ、江戸時代には多摩川に架かる橋も村民たちが自分たちでお金を出し合って、作ったという歴史がある。そういう運動をもう一度日本の中で、取り返すチャンスではあると思うので、地域とNPO、あるいは協同組合がもっと公共政策に関わることにより、その地域を良くしていく運動を起こし、しかも経営もやっていく、という方が、結果的にははずばらしいものができると思う。一部の企業、一部の官にまかせては、日本はますます荒廃の一途をたどるような気がする。

菅野 混合的な財源、複合的な財源ということだと思う。地域福祉事業所というのはまさにそういう形でつくられている。公的介護保険制度がスタートしたが、元気な高齢者をつくるような、あるいは高齢者自身が参加するようなケアでなければならない、と地域の賛同してくれる人たちや利用者にも資金を募っている。しかし、それだけでは終わらない。それをつくりながら、公的な資金や制度を要求していく、という形になるだろう。いずれにしても協同労働という形で、働いている人が主体であると共に、コミュニティケアに徹し、高齢者自身、障害者自身、それから子育てをしている親たち自身が主体者となっていくことと、ワーカーが結んでいくということになると、公的な財源と協同的な財源が結合していく、という形がつけられていくのではないかと。

中嶋 少し視点がずれるが、ワーカーズ・キャピタルという概念について、日本の労働組合はこの問題についてほとんど関与してこなかった。つまり、今社会保険で問題になっている、厚生年金の巨額なお金というのは、半分は労働者の掛け金で、これが財源投融資の財源になっており、多くは運用その他についてアメリカの国債を買うなど官



僚が好き勝手にやっている。その結果、われわれが積み立てた資金が、労働者や市民の生活を破壊してしまうような、さまざまな問題をおこす企業に、投資会社を通して投資されている。もともと私たちが掛けたお金がストックされているのだから、その運用に関して、私たちがものをいう権利は当然ある。だから環境に優しい、あるいは労働者の権利にきちんと配慮した、地域コミュニティを育てる企業活動をやるところに、優先的に投資されるように管理されなければいけない、ということがワーカーズ・キャピタルの一番の発想。ところが、自治体の職員共済などでも、職員側を代表して役員が出て、運用について相談する仕組みは一応あるが、実際は何十億、何百億とストックされたお金をどう運用するかについては、投資会社を通じて「お任せします」となっている。どういう形で使われているかということについて、精査もモニタリングもしないままに続いてきた。だからわれわれが権利を主張して、まさにステイクホルダーとしてお金の有効活用という具体的な改革もやっていかなければならないのではないかと考えている。これまでの日本の労働組合運動というのは、あまりにそういうところに注意を払わなかったし、取り組みをしてこなかった。大いに反省をして、改革をする必要があるのではないかと。

協同組合研究所 富沢 主としてシーモアさんに。今日のお話の中で社会的企業ということが非常に重要だと強調された。菅野さんは、協同組合や地域企業が中心になって、社会的経済のセクターを形成していくことが重要である、と述べられた。そこで社会的企業という概念と社会的経済という概

念とが、関係があるのかないのか、ということをお伺いしたい。欧州連合(EU)では社会的経済の担い手として、協同組合、共済組合、それからアソシエーション、これはアメリカ的用語ではNPOになるが、この3つが基本的な担い手で、社会的経済のセクターを構成する、と言っている。そしてシーモアさんは、社会的企業という言葉の説明するときに、そのなかには協同組合も含む、という説明をされた。そのEU的な考え方とシーモアさんのおっしゃったことを考えると、社会的経済、ソーシャルエコノミーの主要な担い手は、社会的企業、ということが言えるのだろうか。もし言えるとする、これからの基本的な運動方針としては、社会的企業を主要な担い手として、社会的経済セクターを拡大・強化する、という方向が重要になってくる。そのあたりのコメントをいただきたい。

それから、今言ったことは、主としてヨーロッパ的な構想だと思うが、社会的経済や社会的企業というような言葉で運動を方針をたてるという構想が、ILOのなかに反映しているのか、シュベットマンさんにもお伺いしたい。

シーモア この定義は、かなり難しい面もたくさんあると思う。つまりEUの社会的経済の定義は、適切であると思う。しかしイギリス政府は、常に違った考え方をするのが好むので、社会的企業についてはEUの定義をそれほど考慮せずに「社会的な目的をもつ取引を行う企業」としている。97年に労働党が政権についた時、協同組合に関しては、非常に古いものであり、またラディカルであり、あるいはその両方のコンセプトがあったため多少神経質になり、社会的企業



という自らの定義をつくったのです。私たちはずっと、強く確固とした形で、協同組合が社会的企業の一部である、ということを支持してきた。ただ、一般的な社会的企業というコンセプトでは問題がある。というのは、一部の企業は、社会的企業と呼びながらも、非常にガバナンスがしっかりしていない。オーナーシップも問題があるし、民主主義であるかどうか、きちんとした経営ができていくかどうか、という点についても問題がある。多くの良い組織があるが、長期的に持続可能かどうか、本当に民主主義的であるかどうか、はまた別である。私たちは確かに社会的企業の一部であるが、それよりもまず協同組合である、という考え方をしている。政治的には、幅広い定義を維持することが必要であるが、協同組合型の企業は、オーナーシップと民主主義がはっきりとしており、最も持続可能である。そしてオーナーシップと民主主義は、そのビジネスにしっかりと組み込まれたものでなければならない。

シュベットマン 私は再確認することしかできない、と思います。確かに社会的経済の定義にはいろいろと混乱がある。ドイツでは、協同組合が社会的経済の一部とはされていない。フランスでは、連帯経済(Economie solidaire)という新しいコンセプト

トがあります。イタリアでは社会的企業、そして社会的協同組合という考え方があります。ですからまだ、共通の社会的経済の定義はないと思う。また、私が知る限り、そういったコンセプトはILOでは議論にあがっていなかったと思うが、将来的にはあがってくるかもしれない。もうひとつ、多くの議論がCSR（企業の社会的責任）に関してなされており、これが混乱の元にもなっている。資本主義の企業が、少し寄付をして、これで社会的責任を果たしているといっている場合があるが、それで十分とはいえない。表面的なものや強制的なものがどういったことを意味するのか、分析することが必要になる。

ILO 駐日代表 堀内 シュベットマンさんが言うように、ILOでは社会的経済とか社会的企業そのものとしては議論されていないが、ILOが全体として目標にしているのは、公平なグローバル化、公平なグローバル社会ということであって、これは当然のことながら、非常に幅広い意味での社会問題を含む。大変おおざっぱな言い方で恐縮だが、ILOは社会正義を目標とする機関であるの

で、非常に幅広い意味で、社会的な問題をきちんと実現する企業を見据えて活動している、ということは言える。ただ、非常に概念が曖昧なので、概念そのものとしては議論していない、ということを一言付け加えさせていただきたい。

センター事業団 木下 シュベットマンさんの報告の中で、労働者協同組合のための適切な立法という項目があった。私たちセンター事業団も労働者協同組合と名乗っているが、まだ法律があるわけでないので、現行の労働法に縛られざるを得ない。その中で、労働を巡るトラブルがおこる。雇用関係のない企業として運営していこうとやっているが、実際に指示・命令系統はあるわけで、例えば配置転換をしなければならない場合、納得いかないと労基署に駆け込まれたり、解雇予告手当みたいなものを請求されたりすることが起こる。また、極端な例では、ハローワークに求人募集をかけると、一口5万円という出資金を理由に、労働者ではなくて使用者や経営者の集まりではないかと認識されることがある。法律がない中で、現行法での対応の考え方、それから労働



者協同組合法ができた時の、法制の整備というのはどう考えればいいのか。

次に、以前にイギリスでは出資金というよりむしろ補助金や公的資金が中心に

なっている、と聞いたことがあるが、イギリスの社会的企業では資金調達がどのようになされているのか、シーモアさんにお聞きしたい。

シュベットマン 労働法そして協同組合、労使の関係ということだと思うが、非常に難しい問題。95年に専門家会合が行われたのは、勧告をつくりたい、というのがひとつの理由だった。その当時、労働基本法というのは、雇用労働者であっても協同組合の組合員であってもすべての労働者に対して適用すべきだという考えがあった。その他の労使関係も、国際的な基準のもとで扱われるべきである。すべての場合において、満足させることはできないかも知れないが。

シーモア 協同組合の場合は通常、借り入れ、ローンを通じた資金の調達を行う。多くの労働者は自らのお金を出資するが、すべてがそれで賄われるわけではなく、例えば、企業が普通に銀行から借り入れるような形の商業的なローンを使っている。また、協同組合専門のファイナンスの会社で、ICOFという機関がイギリスにはある。これは、25年間に渡って協同組合のために仕事をしており、非常によい成功率を持っている。実際に協同組合は債務の返済に関して、通常の商業セクターに比べると、非常に不良債権率が低い。しかし、通常、5万ポンド以上の融資は行わず、どのように労働者協同組合に、あるいはその他の種類の協同組合にオーナーシップを損なわないように融資をするかが重要となっている。また政府は、そのプロセスにおいては補助金は出すが、実際のビジネスにお金を出すということはない。

ワーカーズコープアスラン 杉村 私たちも勤めていた会社が倒産して、そこで働いていた人たちと、フリーランスのライターやデザイナーなどと協力をして、書籍の編集・制作のワーカーズコープを立ち上げたので、イギリスでの従業員の会社買い取りの事例に大変勇気づけられた。その中で、労働組合がどのような役割を果たしているのか、ということを具体的に教えていただきたい。私たちは5年ほど労働争議をやり、その間、随分労働組合が支援をしていただいたが、ワーカーズコープを立ち上げた後は、基本的にタッチしない、ということで、自分たちで試行錯誤をしながらやってきた。特に、製造業の現場などでは、施設の確保や、資金的、経営的なサポートをどのように労働組合が行っているのか。

もうひとつは、中嶋さんにもお願いも含めて。製造業の現場などでも倒産が増えていると思うが、そこで非常に高い技術力と仕事に誇りをもった労働者が、新しい形で仕事を継続し、それを協同組合的に発展させていけるようなサポートをする運動・政策をぜひつくっていただけないか。

それから、出版業界にはフリーランスという就労形態が非常に多いのだが、今、請負労働が広がっている中で、非常に低価格競争が始まっていて、フリーランス自体が生きていけない。その人たちを組織化するに際しては労働組合も非常に大事なのだが、やはり仕事を自ら協同しながら作りだしていく、ひとりではできないことを助け合っていくという意味で、フリーランスや一人親方のような人たちを組織化するにも、非常に協同組合は有効ではないか。その辺のことについて、お考えをお聞かせいただ

きたい。

シーモア イギリスの労働組合の態度は、セクターごとに違って来た。例えば、公務員の組合は協同組合が彼らの仕事を奪っていくと思っていたから、協同組合に対して非常に不信感をもっており、かなり緊張関係があったが、しかし少しずつに状況を説明してきた。民間セクターの労働組合の方が協同組合に対してより評価が高い。なぜなら、協同組合の方がよりましな悪、というか、資本家よりはましだ、という立場を持っているので。そこで、私たちは協同組合に対して、やはり労働組合を通じて、集団的な団体交渉を続けていかなければならないので、組合をつくるべきだといって来た。この辺に関して理解不足があると思っている。イギリスでは、労働組合運動と協同組合が袂を分かって、分裂してしまったという状況、歴史があり、100年くらい前からの対立がある。その仲をくつつける、というのはなかなか大変。

中嶋 この分野に、連合の取り組みがまだまだ遅れているという認識はもっている。ただ、ごく少数ですけれども、製造現場を抱えている企業が倒産をして、労働者がその企業を引き継いで、それに対して連合が当面の運用資金を支援をしている、というケースもある。ただ、経営の内容についてのアドバイスというところまではいわず、法律的な助言を顧問弁護士等を通じて行うという段階に留まっている。それからフリーランサーの組織化の問題は、ご指摘の通りだと思う。請負労働者の労働問題は、先ほども触れたように、偽装請負のケースが非常に増えている。ILOでも、請負労働者の国際的

な基準をどのようにつくるか、ということで議論はしたが、基準をつくるという形ではまだ実を結んでいない。2006年の総会の議題に、私たち労働側としては、請負の問題を含めて、扱って議論をして、労働者性をどのように定義をして、他の労働者と同じように保障を勝ち取っていくか、準備をしている。いずれにしても、フリーランスの立場にある労働者を、どういう形で組織的に糾合して、その仕事、生活を守っていくか、というのは非常に重要な課題であり、引き続き皆さんとも意見交換しながら、対策を進めていきたい。組織化の問題については、直接の担当の組織部にきちんと伝え、具体的な対応について、共に対策ができるような関係性を維持する、ということも含めて対応したい。

川村 商工会議所では倒産、廃業、労働争議といったところで従業員の方が新しく会社を立ち上げるにはどうしたらいいか、という相談を受けていて、これは国の支援もある。その意味ではどのような風に対応するか、もし関心のある経営者がいれば、商工会議所の窓口を訪ねていただければ、いかなる対応もできる。

日本労協連 玄幡 シーモアさんがおっしゃった、指標ということについて。介護の場で安くて、いい介護を提供する、というのはたいへん難しいわけで、最終的な評価を誰に委ねるのか。協同組合自身なのか、自治体なのか、第三者的なNPOなのか、市民団体なのか。

シーモア イギリスでは、ケアスタンダードがある。これは全国的な法律として、ケアの

基準を示すもので、ケアプロバイダーはそれを守らなければならない。これは新しいもので、2年前につくられたのだが、政府が厳守しており、これはとてもいいことだと思っている。協同組合活動の中では、パフォーマンス指標というのを見てきた。ひとつは、商業的なパフォーマンス、業績であり、例えば資本収益率等、本当に基準的なことである。また、社会的な協同組合的な基準もある。前にも述べたように、例えば、スタッフの長期欠勤やメンバーの参加度、そして民主主義の程度というのが私たちの指標になっている。これは、私たち自身が私たちを分析する社会的な監査の枠組みにも当てはまる。世界に対して「私たちにベストなんだ」と言うためにはそれが証明できなければならない。

